

ご契約いただく修学旅行変更保険(費用・利益保険 国内航空機欠航補償保険特約セット興行中止保険)の概要

ご契約に際しては、重要な事項等説明書、個人情報の取扱説明書を必ずご覧ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
追加費用 保険金	学校旅行において、台風、濃霧、ストライキなどの偶然な事由により、利用予定の航空便が欠航、着陸地変更、到着遅延※により、予定外の支出を余儀なくされた場合に右記の費用が補償されます。 ※到着遅延とは、利用予定航空機が予定着陸時刻よりも3時間以上経過して、目的地へ到着遅延することをいいます。(搭乗日を同じくする接続飛行がある場合には、利用する航空便ごとの到着予定時刻から到着時刻までの遅延時間の合算が3時間以上経過した場合とします。ただし、最終目的地への到着予定時刻より3時間を経過する前に到着した場合を除きます。)	●追加宿泊費用 ●追加交通費用 ●追加食事費用 ただし、契約証記載の支払限度額内の保険金支払となります。 なお、事故の事由によって第三者(航空会社等)から回収できる金額については保険金から控除されます。また追加費用の支払基準は当初予定されていたものと同等の水準までとします。	●関係者(保険契約者、被保険者、これらの者の役職員ならびに興行参加者をいいます。以下同様とします。)の故意、重大な過失または法令違反 ●関係者の解散、破産または資金不足 ●関係者の興行に関する準備・取り決め上の過失またはそれらに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違 ●関係者の犯罪行為・闘争行為、逮捕・出入国拒否等の公権力の行使。(消防、避難等防災のための公権力の行使を除く。) ●政変・国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴等の政治的・経済的混乱 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変・暴動 ●核燃料物質の放射性による事故 ●財物の滅失(盗難・紛失等を含む。)、損傷または汚損による物的損害(価値の減少またはそれを回復するための修理費用、再調達費用等) ●身体障害を被った者について生じた損害(治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料) ●被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体障害、人格権の侵害または職業上相当な注意を用いなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など

ご注意

- ①お申込期日：航空機利用年月日の前日から起算して10日前までにお申込みください。それ以降のお申込みはお受けできません。
- ②申込時点で航空便の欠航が決まっている場合はご契約できません。
- ③保険期間開始後(航空機利用年月日の前日から起算して9日以内)の人数の減少に伴う契約内容の変更や解約のご請求をいただいた場合でも、保険料の返還はございませんので、特にご注意ください。
- ④保険金のお支払いは、保険契約者または保険契約者が指定する方に一括してお支払いします。
- ⑤この保険の対象となる事故が発生したときは、弊社代理店または弊社まで事故の状況その他損害の程度を遅滞なくご通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
- ⑥保険金のお支払いの際には、遅延証明書等が必要となりますのでご注意ください。

ご契約いただく新幹線運休保険(費用・利益保険 新幹線運休保険特約セット興行中止保険)の概要

ご契約に際しては、重要な事項等説明書、個人情報の取扱説明書を必ずご覧ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
追加費用 保険金	学校旅行において、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、濃霧、台風、ストライキなどの偶然な事由により、利用予定の新幹線、特急または急行料金を必要とする列車、または専用列車が運休、運転中止、遅延※したことにより、予定外の支出を余儀なくされた場合に右記の費用が補償されます。 ※遅延とは乗車中の列車、専用列車が遅延し最終目的地への到着が予定時刻より2時間以上遅れることをいいます。ただし、特急または急行料金を必要とする列車が2時間以上遅延しない場合は補償されません。	●追加宿泊費用 ●追加交通費用 ●追加食事費用 ただし、契約証記載の支払限度額内の保険金支払となります。 なお、事故の事由によって第三者(鉄道会社等)から回収できる金額については保険金から控除されます。また追加費用の支払基準は当初予定されていたものと同等の水準までとします。	●乗車する新幹線、特急または急行料金を必要とする列車、または専用列車が2時間以上遅延しない場合に被った損害 ●関係者(保険契約者、被保険者、これらの者の役職員ならびに興行参加者をいいます。以下同様とします。)の故意、重大な過失または法令違反 ●関係者の解散、破産または資金不足 ●関係者の興行に関する準備・取り決め上の過失またはそれらに関する関係者間の紛争もしくは意見の相違 ●関係者の犯罪行為・闘争行為、逮捕・出入国拒否等の公権力の行使。(消防、避難等防災のための公権力の行使を除く。) ●政変・国交断絶、国家的服喪、経済恐慌、物価騰貴等の政治的・経済的混乱 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変・暴動 ●核燃料物質の放射性による事故 ●財物の滅失(盗難・紛失等を含む。)、損傷または汚損による物的損害(価値の減少またはそれを回復するための修理費用、再調達費用等) ●身体障害を被った者について生じた損害(治療費、慰謝料、逸失利益、葬祭料) ●被保険者が、他人の財物の滅失、損傷もしくは汚損、他人の身体障害、人格権の侵害または職業上相当な注意を用いなかったことに基づき発生した他人の財産上の損害 ●テロリズムによる損害 など

ご注意

- ①保険料は人数×1名あたりの保険料で計算されます。ただし、人数×1名あたりの保険料が2,000円未満の場合、保険料は2,000円となります。(1契約の最低保険料2,000円)
- ②お申込期日：新幹線、特急または急行料金を必要とする列車、専用列車の列車利用年月日の前日から起算して10日前までにお申込みください。それ以降のお申込みはお受けできません。
- ③申込時点で新幹線、特急または急行料金を必要とする列車、専用列車の運休が決まっている場合はご契約できません。
- ④保険期間開始後(列車利用年月日の前日から起算して9日以内)の人数の減少に伴う契約内容の変更や解約のご請求をいただいた場合でも、保険料の返還はございませんので、特にご注意ください。
- ⑤保険金のお支払いは、保険契約者、または保険契約者が指定する方に一括してお支払いします。
- ⑥この保険の対象となる事故が発生したときは、弊社代理店または弊社まで事故の状況その他損害の程度を遅滞なくご通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
- ⑦保険金のお支払いの際には、遅延証明書等が必要となりますのでご注意ください。
- ⑧「新幹線運休保険」は弊社が独自に提供している商品であり、登録商標「新幹線」の権利者である東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社の事業とは、何ら関係はありません。

お申込みにあたって

このパンフレットは修学旅行変更保険、新幹線運休保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず「重要な事項等説明書」もよくお読みください。また、詳しくは各保険のしおり(費用・利益保険普通保険約款 特約)をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階
http://www.jihoken.co.jp

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

☎0120-877030 一部お繋ぎできないIP電話等があります
【受付時間】午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

代理店通信欄 保険種類により申込書が異なります。対応した申込書をご使用ください。
取扱代理店

(J15J1056) (JP) 201601

国内学校旅行用



JI ACCIDENT &
FIRE INSURANCE
CO.,LTD.

修学旅行変更保険 新幹線運休保険

修学旅行変更保険[費用・利益保険 国内航空機欠航補償保険特約セット興行中止保険]
新幹線運休保険[費用・利益保険 新幹線運休保険特約セット興行中止保険]

SUPPORT
YOUR
SCHOOL TRIP

2016年1月
改訂版

2011年4月改定
改正業法

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災
http://www.jihoken.co.jp

このパンフレットでご案内する商品は、国内旅行中の航空機の欠航・遅延や新幹線の運休・遅延等に備える保険です。この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえ、お申込みのご検討をいただきますようお願いいたします。



修学旅行変更保険

費用・利益保険 国内航空機欠航補償保険特約セット興行中止保険

⚠️ ご注意

航空機への搭乗予定日の前日から起算して10日前までにお申込(発券)ください。それ以降のお申込(発券)はお受けできません。

ご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

搭乗予定の航空機が濃霧・台風・大雪などで欠航・着陸地変更・到着遅延による、万一の出費に備えて!!

◎保険契約者・被保険者 学校 ◎加入単位 参加者全員 ◎対象旅行 2名以上が参加する国内線航空機利用の学校旅行

こんな時、保険金をお支払いします

学校旅行において、利用予定航空便が、台風、濃霧、ストライキ等の偶然な事由により、欠航・着陸地変更・到着遅延[※]により、予定外の支出を余儀なくされた場合、以下の費用が補償されます。

※到着遅延とは…利用予定航空機が予定着陸時刻よりも3時間以上経過して、目的地へ到着遅延することをいいます。(搭乗日を同じくする接続飛行がある場合には、利用する航空便ごとの到着予定時刻から到着時刻までの遅延時間の合算が3時間以上経過した場合とします。ただし、最終目的地への到着予定時刻より3時間を経過する前に到着した場合を除きます。)

追加宿泊費用
予定外のホテル等への宿泊を余儀なくされた場合の追加宿泊費用

追加交通費用
予定外の交通費の支出を余儀なくされた場合の追加交通費用

追加食事費用
予定外の食費の支出を余儀なくされた場合の追加食事費用

実際に保険金をお支払いしたケース

例1 欠航の場合

10月3日、復路、那覇→東京の航空便に300人搭乗する予定であったが、当日台風の影響により利用予定航空便が欠航となった。やむを得ず那覇市内のホテルに臨時に宿泊し、翌朝別便で東京に向けて出発した。

追加宿泊費用	ホテル宿泊代	@12,000円×300人
追加交通費用	バス代(那覇空港⇄ホテル)	@1,500円×300人
追加食事費用	翌日の昼食弁当	@1,000円×300人

合計 @14,500円 × 300人 = **4,350,000円**

例2 着陸地変更の場合

6月10日、往路、東京→千歳の航空便に250人搭乗する予定であったが、濃霧により函館に臨時着陸となった。当日は時間的に移動不可能のために函館に宿泊し、翌日JRにて札幌に向い、2日目より当初予定のコースで行動した。

追加宿泊費用	函館でのホテル宿泊代	@15,000円×250人
追加交通費用	バス代(函館空港~ホテル~函館駅)	@2,000円×250人
	JR運賃料金(函館→札幌)	@7,600円×250人
追加食事費用	JR車中での昼食弁当	@1,000円×250人
	予定していた札幌のホテルの宿泊代払戻額	▲@12,000円×250人

合計 @13,600円 × 250人 = **3,400,000円**

詳しくは、「ご契約いただく修学旅行変更保険の概要」にてご確認ください。

保険料(1名1フライト(搭乗日を同じくする接続搭乗は1フライトとなります)につき)

支払限度額	保険料
25,000円	225円
20,000円	180円
15,000円	135円

注1 修学旅行変更保険は、上記以外のプランの取り扱いはできません。

注2 搭乗日を同じくする接続旅行は1フライトとなります。例えば、羽田から那覇へのフライトで、羽田→福岡→那覇と乗り継いで向かう場合、1フライトとします。ただし、同一日のフライトであっても観光等を接続の間にする場合は、1フライトとはみなしません。

注3 1契約の最低保険料はありません。

●ご契約の際は、「ご契約いただく修学旅行変更保険の概要」にてご確認ください。

補償や支払限度額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。

●保険期間開始後(航空機利用年月日または列車利用年月日の前日から起算して9日以内)の人数の減少に伴う契約内容の変更や解約のご請求をいただいた場合でも、保険料の返還はございませんので、特にご注意ください。



新幹線運休保険

費用・利益保険 新幹線運休保険特約セット興行中止保険

⚠️ ご注意

乗車予定日の前日から起算して10日前までにお申込(発券)ください。それ以降のお申込(発券)はお受けできません。

ご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

乗車予定の新幹線や専用列車が濃霧・台風・地震などで運休・運転中止・遅延による、万一の出費に備えて!!

◎保険契約者・被保険者 学校 ◎加入単位 参加者全員 ◎対象旅行 新幹線、特急または急行料金を必要とする列車、または専用列車を利用する学校旅行

こんな時、保険金をお支払いします

学校旅行において、利用予定新幹線、特急または急行料金を必要とする列車、または専用列車が地震もしくは噴火またはこれらによる津波、濃霧、台風、ストライキなどの偶然な事由により、運休、運転中止、到着遅延[※]したことにより、旅行団体が予定外の支出を余儀なくされた場合に保険金をお支払いします。

※到着遅延とは…乗車中の列車、専用列車が遅延し最終目的地への到着が予定時刻より2時間以上遅れることをいいます。ただし、特急または急行料金を必要とする列車が2時間以上遅延しない場合は補償されません。

追加宿泊費用
予定外のホテル等への宿泊を余儀なくされた場合の追加宿泊費用

追加交通費用
予定外の交通費の支出を余儀なくされた場合の追加交通費用

追加食事費用
予定外の食費の支出を余儀なくされた場合の追加食事費用

実際に保険金をお支払いしたケース

例1 運休の場合

10月3日、復路、京都→東京の新幹線に300人乗車する予定であったが、当日台風の影響により利用予定新幹線が運休となった。やむを得ず那覇市内のホテルに臨時に宿泊し、翌朝東京に向けて出発した。

追加宿泊費用	ホテル宿泊代	@12,000円×300人
追加交通費用	バス代(京都駅⇄ホテル)	@1,500円×300人
追加食事費用	翌日の昼食弁当	@1,000円×300人

合計 @14,500円 × 300人 = **4,350,000円**

例2 運転中止の場合

2月10日、往路、東京→新大阪の新幹線に250人乗車し、新大阪へ行く予定であったが、大雪により名古屋で運転が中止となった。当日は時間的に移動不可能のため名古屋に宿泊し、翌日新大阪に向い、2日目より当初予定のコースで行動した。

追加宿泊費用	名古屋でのホテル宿泊代	@15,000円×250人
追加交通費用	バス代(名古屋駅~ホテル~名古屋駅)	@2,000円×250人
追加食事費用	JR車中での昼食弁当	@1,000円×250人
	予定していた新大阪のホテルの宿泊代払戻額	▲@12,000円×250人

合計 @6,000円 × 250人 = **1,500,000円**

詳しくは、「ご契約いただく新幹線運休保険の概要」にてご確認ください。

保険料(1名1乗車(1乗車とは同一駅構内での乗り継ぎを含みます)につき)

支払限度額	新幹線を利用する場合(※1)	新幹線を利用しない場合(※2)
20,000円	135円	170円
15,000円	105円	130円

※1 新幹線、ならびに新幹線と接続する特急または急行料金を必要とする列車が対象となります。「新幹線⇄新幹線間の乗り継ぎ」または「新幹線⇄特急・急行列車間の乗り継ぎ」を同一駅構内でおこなう場合は、1乗車とみなします。

※2 特急または急行料金を必要とする列車、臨時列車などの団体専用列車が対象となります。「特急・急行・専用列車⇄特急・急行・専用列車間の乗り継ぎ」を同一駅構内でおこなう場合、1乗車とみなします。

注1 新幹線運休保険は、上記以外のプランの取り扱いはできません。

注2 1契約の最低保険料は2,000円です。

●ご契約の際は、「ご契約いただく新幹線運休保険の概要」にてご確認ください。

補償や支払限度額等お申込みの内容が、お客さまのご意向とおりかをご確認のうえお申込みください。当初のご意向とお申込みの内容が相違する場合は、特にご注意ください。